

議案第36号

里庄町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年5月10日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

平成29年3月31日に公布された里庄町税条例の一部を改正する条例（平成29年里庄町条例第5号）に不備があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成29年5月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

里庄町税条例の一部を改正する条例（平成29年里庄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2の改正規定中、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、「 $\frac{1}{3}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。